動物取扱業の実態調査結果

I. 第一種動物取扱業者の状況

【実施日】2020年3月6日(現地調査)

第一種動物取扱業者(中部地方の犬猫の繁殖業者)4施設の現地調査を実施した。施設の状況と事業者のコメント等を以下のとおり項目別に整理した。

(A 小型犬ブリーダー、B 小型犬単犬種ブリーダー、C 犬・猫ブリーダー、D 猫ブリーダー)

項目	状況
①施設(設備	<犬>
の構造、規模	ケージの大きさ等
等)	- 縦 58 cm×横 44 cm×高さ 44 cm程度のもので 1 頭ずつ飼養。【A】
	• 幅 48 cm 程度のもので 2 頭を飼養。【B】
	• 幅 77 cm×高さ 43 cm 程度もので1頭ずつ飼養。【C】
	• 出産後の個体ケージ:縦 40 cm×横 40 cm×高さ 43 cm 程度のものを
	使用。【C】
	• 平飼い:仕切りで1区画 1m×50cm 程度の部屋を作り、3 頭程度を一緒
	に飼養。【C】
	• ケージは転倒防止のための固定等が行われた上で、2段~3段に積み重
	ねられているものもある。【A·B·C】
	• 事業者から、1日中入れっぱなしにするような事業者はケージの大き
	さに気をつけるべきだが、日中は運動スペースに出し、夜間に就寝用
	として使用するだけであれば、狭くて暗い方が犬は落ち着いていると
	いうコメントあり。【B】
	運動スペースの大きさ等
	• 屋内のサークル(2 ㎡程度)で、ケージに入っている個体は朝夕各 1
	時間程度の運動を実施。【C】
	• 屋外に設置した運動スペース (ドッグラン) (96.5 ㎡程度) で 2~4 時
	間の運動を実施。(30 頭程度を一緒に出していた。) 夏場は熱中症等に
	も気をつけて日陰を作って1時間程度の運動を実施。雨天時は犬舎内
	のスペースで運動を実施。【A】 • 1日に4回ほどケージの外の運動スペース(15㎡程度)に出している
	(冬場は合計 4 時間、夏場は熱中症のおそれもあり 2 時間程度)。【B】
	・ 平飼いの施設はその場で運動が実施できるため、運動スペースの設置
	・ 中的いの他設はその場で運動が実施できるため、運動スペースの設置 なし。【C】
	 設備の構造等
	<u> </u>

に問題は見られない。ケージ外の運動スペースに一定時間以上出して いること、ケージに布等を入れて網の上に直接体が当たらない構造と なっていることが影響している様子。【A・B】

<猫>

ケージの大きさ等

- 縦 91cm×横 64cm×高さ 151cm 程度のもの(3 つの棚を設置)に成猫 2 ~3頭(最大4頭)程度、子猫(若齢猫)は最大5頭までを飼養。【D】
- 縦 130 cm×横 86 cm×高さ 177 cmの 3 段構造に 3~4 頭程度を飼養。【C】
- 親子用ケージ: 縦 91cm×横 64cm×高さ 78cm 程度であり、高さ 40cm 程 度のところに棚を設置。【D】
- 親子用ケージ:縦 84 cm×横 54 cm×高さ 46 cmのもの。【C】

運動スペースの大きさ等

運動スペースは特に設けていない。(事業者から、猫は環境変化を嫌い、 慣れたケージに入れておく方が安心し、逆に外に出すことでストレス がかかるとコメントあり。)【D】

設備の構造等

- 床面には木製すのこ(爪とぎ、トイレの固定、トイレ失敗時の掃除用) とトイレを設置。【D】
- 事業者より、猫の特性を踏まえ、高さ(棚)、トイレ、おもちゃが設備 として必要な要素とコメントあり。【D】

②従業員の員 数

1人当たりの飼養頭数

- 1日1人当たり繁殖犬10頭(~25)頭程度。繁殖犬50頭(~100 頭)に対して1日平均4~5名。※全体の従業員数は7名(うちパー ト5名)程度【B】
- 1日1人当たり繁殖犬25頭。繁殖犬50頭に対して1日2名。【A】
- 1日1人当たり繁殖犬猫48~73頭(犬28~43頭、猫20~30頭)程 度。繁殖犬85頭(引退犬も含めて全体100頭)程度、繁殖猫60頭 (引退猫、若齢猫も含めて全体 100 頭)程度に対して 1 日平均 2~3 名※全体の従業員数は5名。【C】
- 1日1人当たり繁殖猫13~17頭程度。繁殖猫50頭(子猫等を含めて 全体 120 頭 (最大 150 頭)) に対して 1 日平均 3~4 名※全体の従業員 数は8名(うちパート5名)程度。【D】

作業時間等

く犬>

- 給餌・清掃等を1日2回実施。朝3時間、夕1時間の計4時間(繁殖 犬約50頭を2名で管理)。【A】
- 給餌・清掃等を 5 時間程度で実施。清掃時間は 1 ケージ当たり 5~10 分程度。【C】
- パートの従業員は 8 時~18 時程度までの勤務。運動スペースへの移動 にも手間をかけている。(繁殖犬約 50 頭を 4~5 名で管理)【B】
- 従業員に対し、衛生面などの教育も実施。【B】

<猫>

個体の健康チェックと給餌に1名、親子のケアに1名、全体の清掃に2名の人員をかけている。清掃を主としたパートの従業員が9時~16時程度まで勤務。(繁殖猫約50頭)【D】

親子ケージの清掃・給餌等を 3 時間程度、親子以外の個体ケージの清掃・給餌等を 3 時間程度で実施。(繁殖猫約 50 頭)【D】

③環境(温度・臭気等)

温度•湿度等

- 施設は24℃~28℃に設定(24℃に設定【A】、屋内は27~28℃を維持
 【B】、基本は26℃で夏場は24℃の場合もある【D】)
- 外の運動スペースでは、冬にペットヒーター(床暖房)を6カ所設置。【B】
- 運動場にオゾン発生器を設置。【B】
- 親子のいる部屋は冬場に寒くならないように、窓をふさいでいる。【D】
- 湿度の理想は60%だが、完全には管理しきれない。加湿器も使用しているが、季節によって変動が大きい(冬は30%ほど、梅雨は80~90%ほどになってしまう。)【D】
- 換気扇で24時間換気を実施。【D】

臭気

- 空気清浄機2台設置。プラズマクラスターで消臭を実施。【D】
- 1人当たり飼養頭数が多い施設等で一部臭気あり。(事業者から、設置されたオゾン発生器の不調によるものとコメントあり。)【C】

照明等

- 窓があり、自然光が入る状態。【A・B・C・D】
- 照明は夕方に消灯。【D】

<u>清掃等</u>

設備・床は掃除をしやすく、短時間で終わるような構造にしている。 [C]ステンレスのケージは1か月に1回、解体して洗浄。20年使用してい るが新品同様に維持。【A】 水洗設備(高圧洗浄機)を設置。【B】 次亜塩素水やオゾン水を使用して清掃。【D】 平飼い設備では床に新聞紙を敷いている。【C】 個体の排泄は基本的に外に出した時にさせている(トイレトレーニン グ)。【A・B】 法令に基づく台帳に毎日記入し、健康チェックを実施。【D】 ④疾病の措置 等 外から出入りする際や個体に触った後に消毒を実施。【B・D】(特にパル ボウイルス感染症の発生がないように注意。【B】) 年 1 回ワクチン接種のために獣医の往診を受け、その際に健康チェッ クを実施。【D】 何かあれば、動物病院に連れて行き、かかりつけの獣医師に診察を受 ける。年間獣医師の診察に数百万円かかる。【B】 目薬・駆虫薬等を必要に応じて使用。【B】 低血糖になりそうな時はブドウ糖を補給。【B】 全頭マイクロチップを入れている。【B】 ⑤展示・輸送 ⑥繁殖 <犬> ※事業者から 繁殖の年齢 • 初回発情を飛ばし、6 歳前後まで(出産が7歳になることはない)。オス 聴き取った 状況 も6歳で引退。※若い方が里親に出しやすいという観点から。【A】 上限年齢は6~7歳程度まで。【C】 • 初回発情は飛ばし、5~7歳まで。個体差があるが体の負担がないよう考 えている。【B】 3歳程度まで繁殖がうまくいかない個体もいる。【B】 繁殖回数 • 年 1~2 回程度。【A】 生涯出産回数は平均5回(多くて6回)。【A】 超小型犬で産子数は1回あたり1~3頭(5頭生まれることは稀)。【A】 • 体調を見て繁殖を飛ばすこともある。基本は1年に1回程度。タイミン グによっては1年半に2回出産する個体もいる。【B】 帝王切開 半分くらいが帝王切開。繁殖専門の獣医師にレントゲンを撮ってもらい、 帝王切開するかどうか決めている。帝王切開しても若いメスの場合で、問題は見られない。【A】

- 帝王切開は多くても 5 回。獣医師から 8 回までは大丈夫と聞いたが、そも 8 回まで繁殖させていない。【A】
- 帝王切開は 10 頭中 8 頭ほどの割合。愛玩犬として小型に品種改良された チワワは、自然分娩が難しい。フレンチブルドッグはそれ以上に繁殖が難 しく、ほぼ帝王切開と聞いている。【B】
- 帝王切開が必要になる度に、夜間でも獣医師のところにいっている。【B】

繁殖における留意事項

- 遺伝子検査を実施。【A】
- 近親交配と MIX は絶対にさせない。これはブリーダーとしてのプライドである。【A】
- 繁殖のかけ合わせは大きさ、毛色等を考慮している。小さい子を産ませるようなことは考えていない。子が大きすぎると出産が大変になるので、雌雄のバランスを考慮している。【A】
- 顕微鏡でスメア検査をして繁殖のタイミングをはかっている。【A】
- オスはよそから入れており、近親交配にはならない。【A】
- 出産のときは犬舎ではなく、自室で面倒をみる。【A】

引退犬の扱い

- 引退後の犬は愛護団体等に譲渡。【A・B・C】
- 狂犬病、ワクチン注射を実施した後に譲渡する。【A】

<猫>

繁殖の年齢

- 上限年齢は個体の状態を見て決めている。基本は8カ月から7歳程度。 状態が良い個体で最高では13歳で繁殖した猫もいる。【D】
- 通常 6~7 歳程度まで。それ以上産ませると効率が悪い。最高 14 歳まで生んだ猫もいるが、その個体は健康状態もよく、出産・子育てともに問題はなかった。【C】

繁殖回数

- 平均して年間 2 回出産。【D】
- 年に 2~3 回出産 (多い個体は年 3~4 回もある)。【C】
- 発情が多い個体は発情期を飛ばすとストレスがかかり免疫力が落ち子宮 蓄膿症等の可能性が上がる。またホルモンバランスが崩れ、太ってしまう 個体もいる。【D】

帝王切開

• 帝王切開は全体で年 1~2 回程度あり、かかりつけの獣医師が実施。特に次の繁殖に影響は見られない。【D】

繁殖における留意事項

- 近親交配はしていない。オスを入れ替えている。オスの繁殖能力は10歳以上でもあるが、だいたい7~8歳で入れ替えている。(オスは16~17歳でも発情は来る)【D】
- スコティッシュの折れ耳の個体同士を掛け合わせないなど、遺伝的な問題が起こらないように注意。【D】
- 遺伝子検査は全頭実施。【D】

引退猫の扱い

- 引退後は里親に譲渡。【C・D】
- 引退した猫はケージで別飼いしている子もいれば、若い個体(7歳程度)であれば里親に譲渡。(残す猫と譲渡する猫の割合は7:3程度)【D】

⑦その他(動物の管理等)

く犬>

- 運動スペースで運動させているため、散歩はしていない。【A·B·C】
- シャンプー、爪切り、耳掃除は毎月1回程度実施。【A】
- シャンプーを定期的に実施。【B】
- 健康を守るため定期的に歯石を取っている(2年に1回程度)。【B】
- クッション・毛布等はボロボロにしてしまうため、入れていない。【B】
- 給餌は1日2回。【A・B】
- 個体の状態に合わせ、餌も変えている。【B】

<猫>

- おもちゃ(丸い球)を入れている。入れっぱなしだと飽きてしまうので、洗う際などは出している。【D】
- 子猫にはおもちゃ等をいれ、社会化・人慣れを実施。【D】
- ブラッシングを実施。長毛の個体は夏場にはバリカン等で短くしている。【D】
- 爪とぎを設置している。爪切りは爪とぎがあるので実施していない。 【D】
- 一部、爪とぎを使用しておらず、爪が伸びている猫も確認された。【D】
- 給餌は基本1日1回。子猫は2回。給水は掃除と合わせて毎日交換。【D】

II. 第二種動物取扱業者の状況

【実施日】2020年6月1日(Web会議による聴き取り)

第二種動物取扱業者として譲渡等を実施する団体(関東地方の動物保護施設)に聴き取り調査(Web 会議)を実施した。施設の状況等を以下のとおり項目別に整理した。

査(Web 会議)を	·実施した。施設の状況等を以下のとおり項目別に整理した。
項目	状況
①施設(管	<犬猫共通>
理、設備の構	• 体長・体高の2倍以上の部屋に収容(部屋のサイズは各種)
造、規模等)	• 組み立て式のケージ等も使用し、状態確認が必要な動物や乳飲み子は
	ステンケージ(13 室)で管理。
	• 全てのケージにおいて、ワイヤーの上には必ずトレーが置かれてお
	り、その上に毛布等(布を食べてしまう動物もいるため、個々に適し
	た敷材を用意している)を敷いているため肉球の炎症等は生じていな
	l',
	• 組み立てケージは、複数頭を同時に遊ばせる時や個別にご飯を食べさ
	せる時、また排便状態を確認する時等に活用している。作り付け個室
	であれば、成長段階等に合わせてケージサイズを変えられないため、
	組み立てケージも活用している。
	• 犬と猫を同じ部屋に収容する犬猫舎も有(犬は下段、別個室)。
	<犬>
	・ 夜間室内収容可能な頭数で保護。
	• 犬により施錠型、パーテーションにし、できるだけ自由度を上げ、危
	険度を下げるようにしている。
	● 運動スペースとして、長方形のパドック 1 (約 2m×10m) とパドック 2 │
	(約8m×10m)を設置。
	<猫>
	・猫は完全室内収容。
	 作り付け個室は最小サイズで高さ 1m×幅 60cm×奥行 90cm。
	• 複数頭(2~5頭)入れる大部屋と個室を用意。相性や体調で移動。
②従業員の員	1日あたりの従業員数:
数	• 飼育スタッフ 3 名(8 時間勤務) + ボランティア
	動物数 65 頭で、1 頭あたり 30 分(最低 22 分)を基準 「「「「「「「「「」」」」 「「「」」」 「「「」」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「」 「「」 「「 「「 「「 「「 「「 「「 「「 「「 「「 「 「「 「 「 「 「 「 「 「 「 「
	病院スタッフ(獣医師 2 名、AHT 1 名)
	事務スタッフ 1~2 名 また中央 また また
	最大収容頭数を 65 頭に設定しており、その頭数に対してスタッフ 3 またいましまます。
	名が必要と考えている。つまり、1 頭あたり最低でも 22 分は飼育管理
	に従事するようにしている。細かく時間を確認しているわけではない

	が、1 頭あたり最低でも 20 分は飼育管理に従事しなければしっかり。	لح
	見ることはできないと思われる。	
③環境(温	• 全舎にエアコン・温度湿度計を設置し、室内温度は 20~25 度、湿度	
度・臭気等)	50%前後に維持。窓も設置して換気。	
	• 猫は個別に湯たんぽ等も用意。	
	• より温度管理が重要な高齢の猫はスタッフの休憩室で飼育。	
	• 以前は、屋外犬舎の床掃除では直接水をかけて掃除するというやりブ	ב
	を用いていたが、現在は室内飼いに変更したということもあり、全で	
	拭き掃除で対応している。また、ペットシーツも多く活用している。	
	清掃の観点では、組み立てケージであれば、分解することで全体を消	当
	毒することができる。ステンレスケージは清掃が楽であるが、猫のた	=
	めに新たに棚(段)を設置することが難しい。	
	• ケージ等の清掃時は使い捨て手袋を使用し、消毒清掃を行う。猫トー	ſ
	レは新聞紙を使用し、毎回交換。	
	• 食器・ケージ等の消毒には次亜塩素酸ナトリウムを使用。	
④疾病の処置	• 新規入居時は2週間隔離して収容(感染症対策のため)。その期間中	
等	には検便も多く実施することで感染症の有無を確認している。子犬・	•
	子猫の場合、隔離する期間が長期化すると社会化が進まなくなること	_
	が懸念点でもある。第二種動物取扱業者の中には、場所的な制限によ	t
	って感染症対策が難しくなるところもあると思われる。	
	• 新規入所時に既往症の聞き取り、血液検査など検診を実施	
	• 1頭ずつカルテ形式で管理を行い、食事も個別に与えている。月間の)
	検査等予定はカレンダーに記入している。	
	• 毎日摂餌状況や排便・排尿・嘔吐の有無をチェック、異常が確認され	ι
	れば獣医師に相談し検査を行う。	
⑤展示・輸送	_	
⑥繁殖	_	
⑦その他(動	• 犬の散歩は最低1日2回、荒天時には室内で遊ばせる。夜間は全頭3	Ē
物の管理等)	内に入れる。	
	• 災害時の備品として、ケージやキャリ―、猫の移動用に洗濯ネットを	<u> </u>
	常備。	

III. 事業者の問題事例

【実施日】2020年6月1日(Web会議による聴き取り)

動物愛護団体から事業者の問題事例について、聴き取り調査(Web 会議)を実施した。各事例の状況等を以下のとおり項目別に整理した。

(Aペットショップ、Bペットショップ、C犬ブリーダー、D犬猫ブリーダー、E犬ブリーダー、F猫ブリーダー、G犬猫ブリーダー、H猫ブリーダー、I犬猫の動物愛護団体)

項目	状況
①施設 (管	ペットショップの事例
理、設備の構	- * * * * * * * * * * * * * * * * * *
生、成幅の情	段ボールの中に犬猫が入れられ、何年もバックヤードに置かれている
但、风快寺/	状況。(犬は蓋を閉めると自然には立てない。)5年近く放置されていた
	個体もあった。【A】
	● 新商品として入荷された犬猫は、オークションで競られ運ばれてきた、
	呼吸用の小さな穴をあけた白い箱に入れられたまま置かれていること
	もあった。【A】
	・ 猫も高さ 20cm ほどの小動物用の飼育ケージに何年も入れられていた。
	一番も同さ Zoom は Zoom 別 例 用の 即 目 グーンに 四 平 も 入れられ ていた。 【A】
	・ 幼齢の犬も高さ 20cm ほどの小動物用の飼育ケージに入れられていた。
	[B]
	2
	ブリーダーの事例
	• コンクリートブロックの1マスに最大で60頭ほどの犬を過密状態で入
	れている。[C]
	• 屋外のガレージの壁沿いで飼養。ガレージの中にケージらしきものと、
	ガレージ外の家の外壁沿いにケージを設置。【D】
	• 犬猫はケージの中に入れられたままの状態。【D】
	• 猫のケージも犬と同じ半屋外に積まれていた。【D】
	• 屋外の簡易的な施設で飼養。【E】
	• ガラスサッシ、波板とベニヤ板でできた屋根に穴のあいた小屋で飼養。
	悪天の際に屋根や壁が吹き飛んでしまうような構造。雨が吹き込む作
	り。[G]
	• 床が直接地面となっていた。【G】
	• ケージは地面の上にそのまま置かれ、不安定な状態でケージが積み重
	なっている。【G】
	• 網のまま直に入れられ、糞尿が下の犬にかかる状況。【G】
	• 延長コードで母屋から電気を引いていており、タコ足配線。(ストーブ
	をつけるため、火災のおそれがある状態。)【G】
	• 6 畳ほどのプレハブで猫を管理(多い時は50頭以上)。【H】

動物愛護団体の事例

施設は広く自由に動き回れるが、不衛生な状態。【!】

②従業員の員 数

ペットショップの事例

- ショーウィンドウの他に、裏には常時40頭~50頭(売れ残って行き場のない犬猫)がいるが、職員は1名~2名。【A】
- ペットフードやおもちゃ等が販売されており、売り場面積は広かったが、確認できたスタッフは1名だけ。【A】
- ペットショップの犬猫と猫カフェの猫合計 60 頭を 2~3 名で管理。1 人当たり 20 頭を管理。スタッフは、エサやり、水換え、トイレの世話だけではなく、接客や販売、品出しもしなければならない状況。抱っこするためだけの客対応に追われ、体調管理まで手が回らず、何頭も死なせた。【B】

ブリーダーの事例

<犬猫共通>

- 小型~中型犬約30頭、猫10頭以上を高齢男性が1人で飼養。【D】
- 犬約 200 頭、猫約 10~20 頭を 1 人で飼養。雇われた人はすぐにやめて しまった。【G】

<犬>

- 400 頭を当初 2 人で面倒をみていた。【C】
- 多い時は50頭以上を中年の男性1人で飼養。【E】

<猫>

- 100 頭以上を1名で飼養。(世話は通いで手伝いが1人いるかいないか、 基本は1名。)【F】
- 多い時は50頭以上を1人で管理。【H】

動物愛護団体の事例

 犬猫合わせて 130 頭に対し、ボランティア 2~3 人が同じ日に来ること もあったが、全く来ないときもあった。新しいボランティアは皆、短期 間で辞めてしまった。【I】

③環境(温

ペットショップの事例

度•臭気等)

- ショーウィンドウでは、トイレトレーも敷物もないところに幼齢の犬がうずくまっていた。不衛生で糞尿がたまっているショーウィンドウもあった。唯一、水ボトルが設置されていた。【A】
- バッグヤードのケージの中は糞尿まみれで強い臭気を放っていた。【A】
- 清掃が行き届いておらず、猫砂や糞尿等がショーウィンドウの床に落ちていた。【A】

ブリーダーの事例

- 糞尿が処理されず、放置されていた。【D】
- 悪臭問題で保健所への苦情の常連になっていた。【D】
- 小屋は隙間だらけで雨が吹き込むようなつくり。【G】
- プレハブ内部の店舗内はゴミが山積。死体も放置されていた。【H】

動物愛護団体の事例

- 掃除は一切しておらず、臭いがひどい状態。【I】
- 庭に糞が体積すると布団で覆って、上から水をかける。それが何層に もなって夏場はハエと悪臭で近所は窓も開けられない状況。【!】

④疾病の処置 等

ペットショップの事例

- エサは1日1回、水は尿の掃除を減らすため、少ししか飲ませていなかった。【A】
- 小動物用の飼育ケースで横たわっている入荷したばかりの仔犬のペットシートは尿で黄色く汚れ、下痢が止まらず次第にぐったりしていった。体調がよくならない犬猫はその後どこかに搬送されるとのこと。
 【B】
- 仕入れ当初は元気だったが、高さ 20cm ほどの小動物用の飼育ケージに 入れられてストレスで鳴き疲れ次第に下痢したり皮膚病になるなど体 調を壊していった。【B】
- 販売員による投薬や医療行為が行われる状態。また、パルボウイルス 感染症の発生をうかがえる薬が冷蔵庫内にあった。【B】
- 吐血、血便、下痢が日常的に起こる。【B】
- 病気になっても獣医師に診せることはない。体調が悪い犬猫がいると 写真や動画を撮って獣医師ではないエリアマネージャーに連絡して 「下痢だ」「風邪だ」と症状が判断され、店長を含め社員の判断で薬を 投与された。その後、スタッフによる投薬は禁止となったが、こうした 医療行為は暗黙のルールとして現在も継続されていると考えられる。 【B】
- 当時、店にあった投薬マニュアルを入手し、獣医師に確認してもらったところ、薬の種類や投与量について非常に疑問があるとのことだった。また、簡単に投与すべき薬ではないものもあり処置があまりにも乱暴との意見があった。【B】
- エリアマネージャーの入所直後、アルバイトから注射の打ち方を教わった。【B】
- スタッフが近所の病院に連れていきたいと上司に相談しても 9 割方断られた。スタッフで資金を出し合ってこっそり動物病院に連れていく

ことや、自宅に連れ帰って世話をするスタッフもいた。【B】 オープン時は 60~80 頭程度入荷するが、その月に 21 頭死亡。オープ ン後生体は徐々に減る筈だが、人員不足で管理が追い付いてないこと からその後も月に3~4頭も死亡する。【B】 表面上は「定期的に獣医師が診察に来るから安心」を謳っているが、月 3~4回の診察で間に合う筈もなく、スタッフによる医療行為は日常的 であった。【B】 ブリーダーの事例 猫はウイルス性の気管支炎が蔓延していた。【D】 屋外のケージに置かれた猫は高温の夏には熱中症を疑われる個体もい た。【D】 体調を崩して下痢している猫が多数。寄生虫がいた、病気だったとの 多数の声あり。【F】 保管されていた薬品は、不適正飼養と薬事法の関係で行政にも通報さ れたが、改善なし。【F】 毛玉で覆われた犬や爪が巻いてまっすぐ立てていない猫が確認された 状況。猫は耳ダニが蔓延し耳ダニをかきむしって中の肉が見えている。 [G]鼻器官炎や真菌、ジアルジア、トリコモナス等の感染症にかかってい た。【H】 動物愛護団体の事例 病気になっても病院に連れていかない。ボランティアが指摘すると、 代表からもう来なくてよいと言われた。【I】 ⑤展示・輸送 **6**繁殖 ブリーダーの事例 繁殖できない廃用犬を別件事案で告発された多頭飼育現場に押し付け ていた。【D】 ⑦その他(動 ブリーダーの事例 物の管理等) 散歩はしていない、スクーターで並走して犬を散歩させるなど危険な 行為もあった。現在も営業、保健所は苦情があれば出向くが近所の話 しを聞いて見に行っても改善はなくこのままの状況。【D】 販売記録や台帳は未整備。【G】 頻繁に犬が逃げ交通事故にあうなど、近所から苦情多い。【E】 過去に 6 度移転したが、住所変更届も出さず、販売契約の記録を保管 していなかったため、登録取り消し処分になった。20回以上立ち入り、 勧告、命令が行われた。動物取扱業登録は本名ではなく偽名・架空住所 で行われていた。【H】

• 購入者から苦情多数あるが、苦情を言おうにも所在不明。被害者の会が結成された。手元に届いたら死んでいた、病気の猫が届き翌日死んだ、お金を払ったのに届かない、子猫を頼んだのに妊娠猫が送られて子供を産んだ等々。複数の偽名で猫を商売していた。【H】

動物愛護団体の事例

• 動物愛護法違反のネグレクトで略式命令30万円。現在も寄付金を募って活動中。保健所も指導に行っている模様だが一向に改善されない。 【I】

- IV. 動物取扱業の実態調査に関する委員からのコメント内容
- 1. 第一種動物取扱業者の状況

【実施日】2020年3月6日(現地調査)

【参加委員】武内委員、佐藤委員、加隈委員、渋谷委員

<委員からの主なコメント>

- ケージ外で運動させているとはいえ、個体に対して小さいと思われるケージもあった。
- 犬は暗くて狭いところの方が落ち着くということはあるが、ケージそのものを小さくするのではなく、ケージ内に隠れられる設備を用意するという対応も考えられる。
- 猫にとって異なる環境がストレスになることはあるが、定期的に利用すれば、そこも含めて生活範囲と認識される。運動スペース等に出さず、ケージに入れたままで飼養すると運動量の不足や、引退後に家庭での飼養環境になじめない等の懸念がある。
- 従業員に対し、飼養頭数が多い施設は清掃等が行き届いていない印象がある。
- 今回の調査のように、見知らぬ人が立ち入ることで犬は鳴いてしまうので、騒音等は自 治体職員の立入検査で正確に判断することが難しいと考えられる。
- 狭い方が落ち着いている、クッションは壊してしまうのでいれない等、動物の行動が管理に手間をかけないための理由として都合よく解釈されている部分もあるように思われ、経験則ではなく、動物の本来の習性等にあった適切な管理方法を周知していくことも重要だと考えられる。
- 管理状況は施設や個体の状態によっても様々であるため、ある程度の場合分けやそれぞれの状況にあった管理ができることが必要。

2. 第二種動物取扱業者の状況

【実施日】2020年6月1日(Web 会議による聴き取り)

【参加委員】武内委員、加隈委員、佐藤委員、渋谷委員、戸田委員、水越委員

<委員からのコメント>

- 現行の規定において、非営利の第二種動物取扱業者に対して第一種動物取扱業者の規定 が準用されており、今回、犬猫について具体化する基準が、原則として、第二種動物取扱 業者にも準用されることには留意したい。
- 個体の状態に応じた管理を行うために、組み立てケージを使用している実態があり、動物を入れた状態のケージ等を積み上げることが禁止されると管理が難しくなる場合もあるという点は参考としたい。
- 3. 事業者の問題事例

【実施日】2020年6月1日(Web 会議による聴き取り)

【参加委員】武内委員、加隈委員、佐藤委員、渋谷委員、戸田委員、水越委員

<委員からのコメント>

• 前回(第5回検討会)での発表内容を含め、第二種動物取扱業者までもがひどい飼育を 行っていることに驚いている。今回挙げられた事例はかなり虐待に近いレベルのものが 多い印象を受けた。法改正を受けて、今後は厳しく取り締まれるようになる部分もある と思う。

- 紹介のあった事例のうち、偽名等を使って移転してしまうような悪質なケースを想定して基準を具体化することは難しい部分があると思われる。基準の遵守というより、登録・申請の制度上の課題ではないか。今回の法改正で加わった公表制度の活用により、消費者や関係者に広く情報が伝わることも重要だろう。
- 第一種動物取扱業者は登録制で、第二種動物取扱業者は届出制になっているため、第二種は、基準が不履行の場合、制度上取り消しはできない(勧告、改善命令、罰金にはなるが)という点は、検討している基準の実効性を確保する上で参考になる。
- 紹介のあったものは、誰の目から見ても相当ひどい例だと思うが、それが取り締まりづらい状況や問題点はよく理解した。劣悪な状況で生産された個体が販売され、飼いきれなくなった個体を愛護団体が救済しているという構造は改善すべき。